

平成25年1月25日

於：国土交通省中央合同庁舎3号館11階特別会議室

交通政策審議会海事分科会

第39回船員部会

議事録

目 次

1. 開 会	1
2. 議 事		
	議題 1. 船員法の一部を改正する法律関連政令の制定について	2
	議題 2. 平成 23 年度船員派遣事業報告及び無料の船員職業紹介 事業報告について	3
	議題 3. 船員派遣事業の許可について	8
3. 閉 会	9

【出席者】

(委員及び臨時委員)

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 公益代表 | 落合委員、竹内委員、今津委員、鎌田委員、河野委員、野川委員、久宗委員 |
| 労働者代表 | 池谷委員、高橋委員、立川委員、平岡委員、藤澤委員 |
| 使用者代表 | 五十嵐委員、小比加委員、鈴木委員、長岡委員、濱田委員 |

(事務局)

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 国土交通省 | 花角審議官 |
| 海事人材政策課 | 多門海事人材政策課長、古坂雇用対策室長、白崎企画調整官、三浦専門官 |
| 運航労務課 | 山本運航労務課長 |
| 海 技 課 | 岩月課長 |

開 会

【白崎企画調整官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第39回船員部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます、海事人材政策課の白崎でございます。

本日は、委員及び臨時委員17名中17名のご出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

初めに、昨年12月21日付で臨時委員の交代がございましたので、審議に先立ち、新たに臨時委員に就任された方々のご紹介をさせていただきます。

労働者委員として就任されました全日本海員組合国内局長の平岡様です。

【平岡臨時委員】 平岡でございます。よろしくお願いいたします。

【白崎企画調整官】 同じく労働者委員として就任されました全日本海員組合国際局長の池谷様です。

【池谷臨時委員】 池谷でございます。よろしくお願いいたします。

【白崎企画調整官】 続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料1として、「交通政策審議会への諮問について 諮問第167号「船員派遣事業の許可について」」が1部、参考資料として、資料1-1が1部、表紙を含めて3枚のものです。資料2として、「船員法の一部を改正する法律」関連政令の制定について、2枚で1部でございます。資料3-1として、「平成23年度船員派遣事業報告（概要）」が3枚で1部、資料3-2として、「平成23年度無料の船員職業紹介事業報告（概要）」が3枚で1部、以上でございます。資料は行き届いておりますでしょうか。それでは、資料の確認を終わらせていただきます。

本日よりマイクとスピーカーが新しくなっておりますので、使用方法をご案内申し上げます。発言する際に、紫色のボタンを押していただきます。すると、紫色のボタンの上に赤いマークが点灯いたしますので、それを確認してからお話しいただければと思います。終わりましたら、また紫のボタンを押していただくということになります。また、スピーカーですけれども、今回からはこのマイクの手元にスピーカーがついてございますので、ここから音が聞こえてくるようになってございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。落合部会長、進行をよろしくお願いいたします。

1. 「船員法の一部を改正する法律」 関連政令の制定について

【落合部会長】 それでは、お手元の議事次第にございます3つの議題があるわけですが、議題1につきましては、船員派遣事業の許可ということなので、これは審議を非公開にする必要があるということがありますので、最後にご審議いただくことにいたしまして、議題2の「船員法の一部を改正する法律」 関連政令の制定について、事務局のほうからご説明お願いいたします。

【山本運航労務課長】 運航労務課長でございます。それでは、議題2ということで、資料2、横長の2枚紙になりますが、こちらのほうでご説明させていただきます。

ILO海上労働条約の国内法化、国内制度化に関しては、昨年9月に、公布された改正船員法に引き続き関係の政省令の整備作業を進めていることにつきましては、これまでの船員部会においてもご説明申し上げているところですが、今般、関係政令の一部を制定いたしましたので、そのご説明、ご報告をさせていただきます。

「政令」につきましては、既にこの部会でご審議いただきました制度の詳細な手続、あるいは基準を定める「省令」とは少し性格が異なりまして、新制度をいつからスタートさせるかといったような「決め」の事項、あるいはテクニカルな事項が定められているというものになります。1枚おめくりいただきまして、関係政令の全体像につき10月の船員部会でご説明をさせていただいた際の説明資料となります。

ここに全体像を記しておるわけですが、今回はこのうち赤字で記した部分ということで、今回の政令、2つ制定しておりますが、1つは改正法の労働条件、例えば雇入契約書の交付ですとか、あるいは16歳という新たな年齢要件といった労働条件にかかわる部分についての施行日を定めるというものとなります。既に関係団体の皆様にはご説明しておりますが、労働条件にかかわる施行日を、資料の1枚目にごございますように、本年の「3月1日」にするという政令を公布させていただきました。

もう一つ、資料1枚目の下の段のほうになりますが、こちらは、さらに技術的な内容となりますが、改正船員法が制定されたことに伴って、既存のいろいろな政令の条文の整理、整備を行う必要があるということで、その手当をさせていただいたものを、あわせて公布させていただいております。

昨年秋の船員部会の段階では、新制度のスタートはできる限り早くということで、「新年の1月、2月ぐらいを想定」というようなご説明もしておりましたところ、当初の予定より少しずれ込みましたが、3月1日を新制度のスタート日とさせていただきます。

また、その日までの間に、詳細な基準を定める省令、既にご答申を審議会のほうからもいただいておりますが、新しい労働条件にかかわる関係省令も公布して、関係の通達類も発出させていただきたいと思っております。

それから、政令事項といたしましては、資料2枚目をもう一度ご覧いただきまして、施行期日の点でも、この②という部分が残っております。各種検査の関係ということで、今回の新制度の中では、外航船に限った話となりますが、8月の条約発効に向けて、旗国検査にかかわる制度をスタートし、検査を実施し、証書を交付するというものが残っております。これらの検査のスタートの時点ですとか、あるいはその際の手数料等についても、第2段の政令ということで、また定めさせていただくことになります。

内容の方は、今、検討中でございますが、固まりましたら、関係団体の皆様にもご報告の上、後日、本部会でもご報告させていただきたいと思っております。

いずれにしても、一日も早い条約批准のため、残りの政省令類も順次、整備、公布してまいることといたしたいと考えておりますので、引き続きご支援のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【落合部会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

2. 平成23年度船員派遣事業報告及び無料の船員職業紹介事業報告について

それでは、次の議題であります議題3の平成23年度船員派遣事業報告及び無料の船員職業紹介事業報告につきまして、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【古坂雇用対策室長】 海事人材政策課の古坂と申します。私のほうからご説明をさせていただきます。

まず当該船員派遣事業報告、この資料3-1と、次の資料3-2の無料の船員職業紹介事業報告、この2つの報告につきまして、何ゆえに当船員部会で報告事項となったのかということを公益委員の先生方も、それから、労働者側の委員の皆様方も、それから、船主側の委員の皆様方も大分交代をなされておられるということもございますので、若干ご説明をさせていただいた上で、中身のご説明をさせていただきます。

まず経緯でございますが、平成20年11月に開催された第2回の船員部会におきまして、船員部会における審議、報告事項の進め方についてという資料をもとにご審議をいただきました。その中に、私どものほうから、船員派遣事業報告等についてご提案をさせていただきますまして、ご審議をいただきました結果、報告事項としての結論を得て、今日に至っているというものでございます。

そういう経緯を踏まえながら、資料3-1から順次ご説明をさせていただければと思います。

まず資料3-1でございます。平成23年度の船員派遣事業報告ですが、こちらは21年、22年、23年の3年間にかけます総括的な数値と、それから、平成23年度の数値をもとにいたしまして、その下のほうに1から、グラフで3カ年間の推移がご覧いただけるようなグラフを3ページほどつけさせていただいてございます。基本的にはグラフのほうをご覧いただきながら、あとは総括表の平成23年度の数値と照らし合わせてご覧いただければと思います。

まず1といたしまして、集計事業者数でございますが、23年度にかけます事業報告書、これを提出していただきました船員派遣元事業者数、196事業者。これは上の総括表の③の事項、これの23年度のところをご覧いただきますと196が出てまいります。このうち実際に派遣実績のございました事業者、これが116事業者ございました。これは④のところをご覧いただきますと、116という数字が出てまいります。提出事業者数に占めます割合といたしましては、約59%となっております。それを3カ年で比較いただくのがこのグラフでございます。

それから、続きまして2といたしまして、船員派遣等実績の(1)からまたご説明させていただきます。派遣船員といたしまして雇用されました数、これは1日平均当たりでございますが、合計2,549名、これは総括表の⑥のところ、これを横に見ていただきまして、23年度のところをご覧いただきますと、2,549という数値が出てまいります。

実際にこのうち派遣されました派遣船員の数でございますが、これも1日平均に直しますと1,050人。これは総括表上の⑦のところをご覧いただきますと、1,050人というところが23年度で数値が出てまいります。これは対前年比で比較してみますと、約12.3%の増という状況になってございます。

それでは、その次のページをお開きいただけますでしょうか。その次のページは、船員派遣の役務の提供を受けた者ということで、これは派遣元と派遣先という観点からいきま

すと、派遣先の数に当たります。これは派遣先の数、延べで830者。これは総括表上の⑧に該当する数値でございます。対前年比で比較いたしますと、約10.2%の増というふうな伸びの状況のグラフになってございます。

それから、(3)といたしまして、船員派遣に関します1人1月当たりの派遣料金。これは約96万5,230円ということで、こちらは総括表でいきますと、⑨番にその数値が載っております。これはグラフでもご覧いただけますが、対前年比で見ますと、約4.7%の減ということになってございます。

それから、その次の(4)でございますが、派遣期間中の派遣船員の1人1月当たりの賃金、これを集計した結果、賃金は57万8,511円という数値になってございます。これは、総括表の⑩の23年度をご覧いただきますと、57万8,511円という数値が出てまいります。これは対前年比で約5.5%の減という状況がグラフに顕れております。

それから、(5)といたしまして、最後に、派遣事業に係る売上高でございますが、これは約113億9,917万6,000円ということで、これに該当する総括表上の数値は最後の⑪でございます。こちらはグラフ上でもご覧いただけますとおり、対前年比で7.1%の増ということになってございます。

以上が総括表とタイアップいたしましたグラフと、それから、数値に対しましてのご説明でございます。

その次のページをお開きいただきますと、今度は総括表上の数値は出てまいりませんが、事業報告書といたしまして報告を求めている事項につきまして、ご参考までにまたご説明させていただきたいと思っております。

(6)といたしまして、外国船舶に派遣した事業者、これは21事業者ございました。それから、船員派遣の実績のあった事業者、これは116事業者、こちらは総括表にリンクしてございますが、先ほど総括表で、平成23年度の④のところでは116事業者というものが出てまいりました。それを引用して引っ張っております。

その116事業者に占める実際の外国船舶に派遣を行った割合でございますが、これは約18.1%、それから、外国船舶へ派遣されました派遣船員、これが延べで240人。これは対前年比でいきますと、41.9%の減というふうなことになっており、外国船への派遣を行った派遣元事業者、1社当たりには直しますと、平均人数で約11.4人という報告の内容になってございます。

それから、(7)といたしまして、派遣契約に基づきます契約書の中の期間別の人数、こ

れを比較いたしますと、これは下のグラフと一緒にごらんいただきたいと思います、3月未満、これが789人。3月以上6月未満、これが328人。6月以上9月未満が249人。9月以上12月未満が370人。1年以上3年未満が481人という数値になってございます。これは今、冒頭で申し上げましたとおり、派遣先と派遣元との契約上の期間別の人数ということになってございます。グラフにあらわしますと、そういうふうなグラフになります。

3といたしまして、派遣船員に対しましては教育訓練を施すということになってございますので、その教育訓練の実績についてということで、これも報告してもらっておりますが、具体的な訓練等につきましては、そちらに4つぐらい分類が上がっております。その分類された教育訓練につきまして、実際に実施した事業者は150事業者であったということでございます。

受講人数は、延べで9,329名受講されております。これを分類別に見ますと、新規採用者の訓練としては、559人受講、派遣前訓練が1,405人受講、維持・向上訓練で3,490人受講、安全衛生教育訓練で3,875人受講ということで、こちらを受講人員の内訳ということで、円グラフにまたあらわしてございます。それもご参考でごらんいただければと思います。

(3)といたしまして、最後に教育訓練を行う方法でございますが、オンジョブトレーニングか、またはオフジョブトレーニング、どちらかということで分けしたグラフと比率でございます。オンジョブトレーニングが36.5%、オフジョブトレーニングが63.5という報告書の内容となっております。

ただいまのが船員派遣事業に関します報告書のご説明でございます。引き続きまして、資料3-2の無料の船員職業紹介事業報告の中身についてご説明させていただきたいと思います。

こちらも総括的な表が最初に来て、その総括的な表をもとにしながら、グラフ化したものを下のほうにまとめてございます。基本的にはご説明等はグラフ化している部分をご覧いただきながらご説明させていただければと思っております。報告事項の概要といたしまして、23年度、全体の運営状況というところでございますが、新規求人数、これを見てもみますと、1,796件ということで、前年度比で14.5%の増。それで、新規求職者、これにつきましては896件、5.5%増。成立数はこのを見ますと、653件で、15.2%の増という状況になってございます。全体的に昨年度と比べますと、新規求人数と

成立数が増加して、新規求職数はほぼ横ばいというふうな状況の数値、またはグラフを示してございます。

その下の②でございますが、許可事業者・学校等届出事業者別ということで、無料職業紹介につきましては、許可事業者、船舶所有者とか船員を代表する団体でありますとか、それから、公益を目的とする団体、こちらの団体等が許可事業者になっております。

届出事業者といたしましては、法律上、学校でありますとか、独立行政法人でありますとか、そういうところが届出事業者ということに区分してございます。その関係で、今から申し上げますのが許可事業者の分でございます。許可事業者につきましては、新規求人数が412件。これは対前年比で27.6%の増。新規求職数、これが289件、11.3%の減でございます。成立数は170件で、6.3%の増となっております。

実は今申し上げましたこの数値につきましては、報告許可事業者のうち35社にかかわるものがありますが、その35社のうち28業者につきまして、漁業分野におきまして外国人技能実習生を導入しておりますので、その漁業分野における外国人技能実習生の受け入れに関する数値をここでは別途計上しております。それにつきましてご説明させていただきますと、新規求人数につきましては311件、それから、新規求職数につきましては同じく311件、それから、成立数につきましては307件という状況になってございます。

それから、③といたしまして、学校等届出事業者の新規求職数は1,384件、それから、対前年度比でいきますと、11.2%の増と。それから、新規求職数は607件、これは16.1%増となっております。成立数では483件で、18.7%増ということになってございます。

今申し上げましたグラフのご説明の数値につきまして、その次のページをお開きいただきますと、A4横長の船員職業紹介事業所別状況ということで、過去3年間の推移というものになってございます。この1枚お開きいただいた横の表でご覧いただきますと、「許可事業者」という大見出しをつけたもの、それから、その横を見ていただきますと、「学校等届出事業者」という区分をさせていただいたもの。ここでそれぞれ許可事業者と、それから、学校等届出事業者が、今、グラフ等をもとにご説明をさせていただいた数値とリンクしている形になってございます。

例えば許可事業者等の平成23年度計のところ、新規求人数の計の欄をごらんいただきますと、平成23年度計の欄に723という数値が出てまいります。同じくその下に新規

求職数として、計の欄で見いただきますと、平成23年度計で600という数値が出てまいります。成立数といたしましては、同じく23年度計で477という数値になってございます。

これと、学校等の届出事業者について、これも平成23年度の計のところをごらんいただきますと、学校等だけですと、新規求人数で23年度が計で1,384、それから、新規求職数で23年度607、それから、成立数では483ということで、これら許可事業者と無料の届出事業者、両方合わせた平成23年度の合計が一番右サイドのほうに書かれてある数値でございます。それぞれ新規求人数で1,796件、それから、新規求職数で896、それから、成立数で653という数値が出てまいります。

これらがもとになりまして、先ほど来ご説明をさせていただきましたグラフごとの数値とリンクする形になってございます。

以上でございます。

【落合部会長】 それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

【高橋臨時委員】 1点だけ教えてください。資料3-1の表の②、③で、去年を見れば、3社、報告漏れが少なくなったんですが、まだ依然として1社報告をしていないという状況だと思うんですが、この理由は何なのか教えてください。

【古坂雇用対策室長】 ただいまのご質問につきまして、平成23年度におきまして、この1事業者が届出をなされていないのは、未更新という形で、更新をしないということ的前提に報告書を出してこなかったというものでございます。

【落合部会長】 よろしいですか。

【高橋臨時委員】 はい。

【落合部会長】 ほかに何かございますか。

3. 船員派遣事業の許可について

では、ないようですので、最後の議題1であります。これは船員派遣事業の許可ですので、個別事業者の許可に関する事項が関連しており、公開することによりまして、当社等の利益を慨する恐れがあるということですので、船員部会運営規則11条の定めによりまして、審議を非公開とさせていただきます。

マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はご退席をお願いしたいと思います。

(関係者以外退席)

閉 会

これで、本日の予定された議題は全て終了ということになるわけなのですが、ほかに何かございますか。

はい、どうぞ。

【高橋臨時委員】 漁業最賃について一言述べさせてください。多分今年も漁業の中央最賃については当然開催されるという理解でおりますけれども、地方最賃も、昨年度お願いをしております、地方最賃の開催についても中央のほうから、開催するようご尽力をいただきたいをお願いしておきたいと思っております。

さらに、もう一点、この漁業の最賃の適用拡大の関係団体等の協議、この進捗状況を教えていただければと思います。

以上です。

【落合部会長】 それでは、事務局お願いいたします。

【三浦専門官】 ただいまご発言がありました最低賃金の漁船賃金の件ですけれども、現在、使用者のほうに声をかけておまして、とりあえず一度、使用者サイドのほうで打ち合わせをしましょうという話になったところで、近いうちに話を進めていきたいという状況でございます。その状況を踏まえて、労使で話を進めていければと思っております。

また、地方最賃の件については、各地方運輸局長のほうで基本的には判断していくということになっておりますが、状況等踏まえながら、運輸局と調整しながら話を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【落合部会長】 高橋委員、いかがでしょうか。

【高橋臨時委員】 強力をお願いしたいということで、要請をしておきます。

以上です。

【落合部会長】 それでは、ほかにごございますでしょうか。

特にないようですので、事務局のほうからお願いします。

【多門海事人材政策課長】 海事人材政策課の多門でございます。

1点、昨年、11月30日、前回の船員部会でございますけれども、その際に、昨年1

2月に船員部会を開催しないということといたしました件につきまして、ご説明をさせていただきます。

船員部会につきましては、ご案内のとおり、船員部会運営規則第5条の規定によりまして、部会長によって招集されるということになってございます。この点、私ども、先の船員部会で事務局としてこれまで船員部会発足以降、12月に開催していないという理由として昨年12月についても開催しないという形で、あたかも事務局の判断のみによって船員部会を招集しなかったというふうにもとられるようなご案内を差し上げてしまいました。この点、私ども不適切であったと考えております。お詫びを申し上げます。

船員部会の開催につきましては、これまで部会長、それから、委員の皆様からも多々ご発言をいただいております。また、適切な運営が行われるということで、私どものほうからお願いをし、ご協力をいただいているというものでございます。そういった経緯がございます。

そこで、今回改めてご確認をさせていただきたいんですが、具体的には、まず議題ございましたら、そういった議題につきましては、委員の皆様から時間的な余裕を持って、私ども事務局のほうにお知らせをいただきたいということを改めてお願いするとともに、そういったものがございました場合には、私ども事務局のほうで、一旦内容を整理いたしまして、その内容を部会長にお示しする形で、きちんと開催についてご判断いただき、それに従って、私どものほうから正式にご案内差し上げるということ、私ども丁寧にやっていきたいということで、改めてご協力をお願いしたいと考えています。

いずれにしても、私どもこの船員部会、活発にご審議いただけるということは非常に重要だと思っておりますので、委員の皆様ともよくよく情報を共有しながら、ご理解を得ながら進めてまいりたいというふうに考えております。どうかよろしく願いいたします。

また、今回の部会の日程でございますが、2月22日金曜日の13時半から、場所は、ここ11階特別会議室を予定で開催いたしたいと存じます。そういうことでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【落合部会長】 それでは、何かご発言ございますか。

はい、どうぞ。

【高橋臨時委員】 今、課長のほうからあったとおりに思いますけれども、再度確認

をしておきたいんですが、この部会は、私の認識では、定例開催するというものが基本にあるという理解でおります。旧船員中央労働委員会の最後か、その最後の一つ前の部会の中で、そういうふうなきちんとした説明もありましたし、それは当然確認された事項ということですので。今後このようなことのないように、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

以上です。

【落合部会長】 この件につきまして、ほかにご発言ありますか。

それでは、ただいま高橋委員の発言、それから、海事人材政策課長から船員部会の開催についての発言があったわけですが、これまでの経緯等も踏まえまして、今後とも適切な部会の運営に努めたいと考えておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、本日の船員部会は終了ということになります。ご出席どうもありがとうございました。

— 了 —